

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

令和8年6月2日

沖縄電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

沖電販販企発第2号
令和8年6月2日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号

沖縄電力株式会社

代表取締役社長 横 田 哲
社長執行役員

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：令和8年7月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別紙

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（令和7年12月19日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、令和8年7月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(4)、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款17（臨時電灯）(2)ロ、供給約款18（公衆街路灯）(2)ロもしくは供給約款20（臨時電力）(3)イの料金または供給約款19（低圧電力）(5)、供給約款20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款21（農事用電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款15（定額電灯）（4）もしくは供給約款18（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款16（従量電灯）（4），供給約款17（臨時電灯）（1）ハ，供給約款17（臨時電灯）（2）ロ，供給約款18（公衆街路灯）（2）ロもしくは供給約款20（臨時電力）（3）イの料金または供給約款19（低圧電力）（5），供給約款20（臨時電力）（3）ロもしくは供給約款21（農事用電力）（3）の電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）（2）ロ（イ），（ロ）または（ハ）により算定される場合は，別表1（燃料費調整額の算定）（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）（2）ロ（ニ）により算定される場合は，別表1（燃料費調整額の算定）（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0065$$

$$\beta = 0.1632$$

$$\gamma = 1.1152$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (81,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を上回り、かつ、122,300円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が122,300円を上回る場合
平均燃料価格は、122,300円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (122,300 \text{ 円} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、bの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和8年3月1日から令和8年5月31日までの期間	令和8年7月の検針日から令和8年8月の検針日の前日までの期間
令和8年4月1日から令和8年6月30日までの期間	令和8年8月の検針日から令和8年9月の検針日の前日までの期間
令和8年5月1日から令和8年7月31日までの期間	令和8年9月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aという検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の

応当日の前日までの期間とする場合は、a という検針日は、応当日といたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + \\ \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} - \\ \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - \\ \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

		令和8年7月の検針日から令和8年8月の検針日の前日までの期間および令和8年9月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間	令和8年8月の検針日から令和8年9月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭	17円48銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭	34円96銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭	69円91銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭	104円87銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭	174円78銭
	100ワットをこえる1灯につき 100ワットまでごとに	135円94銭	174円78銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭	52円20銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭	104円41銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	81円21銭	104円41銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	令和8年7月の検針日から令和8年8月の検針日の前日までの期間および令和8年9月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間	令和8年8月の検針日から令和8年9月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭	1円41銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	2円82銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭	2円82銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭	28円17銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭	28円17銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和8年7月の検針日から令和8年8月の検針日の前日までの期間および令和8年9月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間	令和8年8月の検針日から令和8年9月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	11円52銭	14円81銭
契約電力1キロワット1日につき	23円03銭	29円61銭

b 従量制供給の場合

(a) 従量電灯，臨時電灯 B および公衆街路灯 B

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

		令和8年7月の検針日から令和8年8月の検針日の前日までの期間および令和8年9月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間	令和8年8月の検針日から令和8年9月の検針日の前日までの期間
最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	35円00銭	45円00銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	3円50銭	4円50銭

(b) (a) 以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

		令和8年7月の検針日から令和8年8月の検針日の前日までの期間および令和8年9月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間	令和8年8月の検針日から令和8年9月の検針日の前日までの期間
	1キロワット時につき	3円50銭	4円50銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は，(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A および臨時電力

燃料費調整額は，(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整

単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の10キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	1円05銭9厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2円11銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	4円23銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	6円35銭7厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	10円59銭5厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	10円59銭5厘

小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	3円16銭5厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	6円32銭9厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	6円32銭9厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8銭6厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	17銭1厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	17銭1厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円70銭7厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円70銭7厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円79銭5厘
-----------------	---------

(2) 従量制供給の場合

- イ 従量電灯，臨時電灯Bおよび公衆街路灯B
 基準単価は，次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	2円72銭8厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	27銭3厘

- ロ イ以外の場合
 基準単価は，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	27銭3厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は，1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネット等により，お客さまへお知らせいたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置
に関する省令第26条の規定にもとづく添付書類

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和8年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容にもとづく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、特定小売供給約款に基づき算定される令和8年8月分および令和8年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、令和8年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき4.5円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

以上

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和8年8月分および10月分	令和8年9月分
		(a)	(b)
従量電灯 臨時電灯B 公衆街路灯B	1契約につき最初の10キロワット時まで	35円00銭	45円00銭
	上記を超える1キロワット時につき	3円50銭	4円50銭
上記以外の場合1キロワット時につき		3円50銭	4円50銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし キロワット時 (※1)	令和8年8月分および10月分 (※2)	令和8年9月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 公衆街路灯A	電灯	10ワットまで	1灯	3.884	13円59銭	17円48銭
		10ワットをこえ20ワットまで		7.768	27円19銭	34円96銭
		20ワットをこえ40ワットまで		15.536	54円38銭	69円91銭
		40ワットをこえ60ワットまで		23.304	81円56銭	104円87銭
		60ワットをこえ100ワットまで		38.840	135円94銭	174円78銭
		100ワットをこえ100ワットまで ごとに		38.840	135円94銭	174円78銭
	小型 機器	50ボルトアンペアまで	1機器	11.601	40円60銭	52円20銭
		50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまで		23.202	81円21銭	104円41銭
		100ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでごとに		23.202	81円21銭	104円41銭

契約種別	範囲	単位	みなし キロワット時 (※1)	令和8年8月分および10月分 (※2)	令和8年9月分 (※2)
			(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電灯A	総容量が 50 ボルトアンペアまでの 1 日につき	1契約	0.313	1 円 10 銭	1 円 41 銭
	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 日につき		0.626	2 円 19 銭	2 円 82 銭
	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに 1 日につき		0.626	2 円 19 銭	2 円 82 銭
	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの 1 日につき		6.260	21 円 91 銭	28 円 17 銭
	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに 1 日につき		6.260	21 円 91 銭	28 円 17 銭
臨時電力	0.5 キロワットの場合 1 日につき	1契約	—	(※3) 11 円 52 銭	(※3) 14 円 81 銭
	1 キロワット 1 日につき	1キロワット	6.579	23 円 03 銭	29 円 61 銭

※1 みなしキロワット時は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1キロワットの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

令和8年6月2日
沖縄電力株式会社

**消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(特定小売供給約款以外の供給条件)**

当社は、このたび平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款以外の供給条件（令和8年7月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を設定することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表 1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(ホ)に定める令和 8 年 7 月の
 検針日から令和 8 年 8 月の検針日の前日までの期間および令和 8 年
 9 月の検針日から令和 8 年 10 月の検針日の前日までの期間に使用
 される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につ き	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯につき100ワットま でごとに	135.94	12.36
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	40.60	3.69
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペ アまでの1機器につき	81.21	7.38
100ボルトアンペアをこえる1機器につき 100ボルトアンペアまでごとに	81.21	7.38
(ロ) 臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.10	0.10
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボル トアンペアまでの場合	2.19	0.20
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボ ルトアンペアまでの場合100ボルトアンペ アまでごとに	2.19	0.20
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロ ボルトアンペアまでの場合	21.91	1.99
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キ ロボルトアンペアまでの場合1キロボルト アンペアまでごとに	21.91	1.99
(ハ) 臨時電力		
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11.52	1.05
契約電力1キロワット1日につき	23.03	2.09

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯, 臨時電灯B, 公衆街路灯B		
最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	35.00	3.18
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	3.50	0.32
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき	3.50	0.32

(2) 別表 1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(ホ)に定める令和 8 年 8 月の
 検針日から令和 8 年 9 月の検針日の前日までの期間に使用される電
 気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	17.48	1.59
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	34.96	3.18
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	69.91	6.36
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	104.87	9.53
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につ き	174.78	15.89
100ワットをこえる1灯につき100ワットま でごとに	174.78	15.89
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	52.20	4.75
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペ アまでの1機器につき	104.41	9.49
100ボルトアンペアをこえる1機器につき 100ボルトアンペアまでごとに	104.41	9.49
(ロ) 臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.41	0.13
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボル トアンペアまでの場合	2.82	0.26
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボ ルトアンペアまでの場合100ボルトアンペ アまでごとに	2.82	0.26
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロ ボルトアンペアまでの場合	28.17	2.56
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キ ロボルトアンペアまでの場合1キロボルト アンペアまでごとに	28.17	2.56
(ハ) 臨時電力		
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	14.81	1.35
契約電力1キロワット1日につき	29.61	2.69

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯, 臨時電灯B, 公衆街路灯B		
最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	45.00	4.09
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	4.50	0.41
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき	4.50	0.41

(3) 別表 2 (基準単価) に定める基準単価

区分および単位	基準単価 円	消費税等相当額 円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	1.059	0.096
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2.119	0.193
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	4.238	0.385
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	6.357	0.578
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につ き	10.595	0.963
100ワットをこえる1灯につき100ワットま でごとに	10.595	0.963
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	3.165	0.288
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペ アまでの1機器につき	6.329	0.575
100ボルトアンペアをこえる1機器につき 100ボルトアンペアまでごとに	6.329	0.575
(ロ) 臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.086	0.008
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボル トアンペアまでの場合	0.171	0.016
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボ ルトアンペアまでの場合100ボルトアンペ アまでごとに	0.171	0.016
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロ ボルトアンペアまでの場合	1.707	0.155
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キ ロボルトアンペアまでの場合1キロボルト アンペアまでごとに	1.707	0.155
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.795	0.163

区分および単位	基準単価 円	消費税等相当額 円
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯, 臨時電灯B, 公衆街路灯B		
最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	2.728	0.248
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	0.273	0.025
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき	0.273	0.025

以上